

大学設置・学校法人審議会の審査体制について

大学設置・学校法人審議会 《委員：29人以内（政令）》

大学設置分科会 【委員：15人，特別委員：30人】

名称，教育課程，教員組織，校地，校舎等について，学校教育法及び「大学設置基準」等に適合しているかどうかを審査。

- 審査案件の最終判定
- 留意事項の決定

学校法人分科会 【委員：14人，特別委員：9人】

財政計画・管理運営等について，私立学校法及び「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」等に適合しているかどうかを審査。

- 審査案件の最終判定
- 留意事項の決定

運営委員会 【分科会委員（分科会長・分科会長職務代理を含む。）及び特別委員】

- 分科会の議案の整理
- 審査会相互間の調整
- 分科会から特に付託された事項の審議

特別部会 （分科会委員又は特別委員及び専門委員）

- 特別の事項を審議（学校法人制度に係る事項など）

審査会 【分科会委員・特別委員・専門委員】

- 審査意見の作成
- 判定案の作成
- 留意事項案の作成

- ※ 審査案件数に応じて，3審査会（第1～第3）体制で審査
- ※ 別途，特別審査会（専門職大学院，法科大学院，教職大学院，専門職大学等）を設置
- ※ 必要に応じて，産業界等の見識を有する「参考人」の所見を参考とする

設置計画履行状況等調査委員会 【分科会委員・特別委員・専門委員】

- 設置計画履行状況調査の実施に関する事項等

連携

専門委員会 【分科会委員・特別委員・専門委員】※専門委員の総勢は約400人

- 教育課程・教員組織その他専門事項の審査意見案の作成（専門審査）
- 専任教員の資格審査（教員審査）
- ※ 教育学・保育，法学，経済学，理学，工学，情報，環境，保健衛生学等の32専門委員会から，審査対象案件の学問の専攻分野に応じて設置